

県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、県都まちなか再生ファンド運営委員会（以下「委員会」という。）が実施する補助金交付事業に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

（事業の内容）

第2条 令和6年春の北陸新幹線福井開業効果をまちなかで最大限受けとめ、持続的なにぎわいを創生していくため、福井県の玄関口である福井駅周辺の中心市街地内を区域ごとにゾーニングし、まちなかの魅力向上に寄与する店舗等の改修等に対して支援する取組みとする。

（定義）

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号とする

- ① 「リノベーション」とは、まちなかの賑わい創出につながる店舗等の魅力向上や、まちなかの景観整備に資する建物の内装工事、外装工事、改修工事、撤去工事等の事業とする。
- ② 「店舗等」とは、店舗または事務所とする。

（補助対象事業者）

第4条 この要綱で対象とする補助対象事業者は、次に掲げるすべての項目を満たす建物所有者、出店者、家守会社、所有者から委託や委任を受けた者等リノベーションの実施主体とする。

- ① 法人、各種団体、特定非営利活動法人および個人
- ② 営業活動に必要な許認可を取得している者、または許認可を取得する見込みがある者
- ③ 当該店舗等において行う事業が政治的または宗教的な活動を伴わないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、または暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するものに該当しない者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号、第5号に規定する風俗営業または第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当しない者
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- ⑦ 県税および市町村税の滞納がないこと

（補助対象経費等）

第5条 補助対象エリア、補助対象事業、補助対象期間、補助率、補助限度額、補助対象経費および補助加算要件については、別表に定めるとおりとする。ただし、他の県費補助対象事業、市費補助対象事業および国庫補助対象事業の補助対象経費となっている場合は除くこととする。

(補助事業の認定基準)

第6条 補助事業の認定基準は別途定める

(補助事業の認定)

第7条 補助金の認定を受けようとする者(以下「申請者」という)は、様式第1の事業計画書を作成し、委員会が別に定める資料を添付して委員会が定める期日までに委員会へ提出するものとする。

- 2 委員会は申請者から事業計画書の提出があったときは、すみやかに審査会等を開催し当該申請にかかる審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、その結果、適当と認められるものについて様式第2による事業認定通知書により事業者へ通知するものとする。
- 3 委員会は、前項の通知を行うに当たって、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - ① 認定事業の内容の変更(効用を減じない変更を除く。)をする場合には、委員会の承認を受けること。
 - ② 認定事業に要する経費の配分の変更(経費区分の20パーセントの範囲内の変更で補助金額に変更を生じないものを除く。)をする場合には、委員会の承認を受けること。
 - ③ 認定事業を中止または廃止する場合には、委員会の承認を受けること。
 - ④ 認定事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに委員会に報告してその指示を受けること。
 - ⑤ その他補助認定事業に要する経費の使用方法に関すること。
- 4 第2項による通知を受けた申請者(以下「認定事業者」という)は前項の通知をもって認定事業に着手することができるものとする。なお、条件が付されている場合、事業に着手したことをもってその条件を承諾したものとみなす。

(認定事業の内容および経費の配分の変更)

第8条 認定事業者は、認定事業の内容および経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3による申請書を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 軽微な変更とは、認定事業の内容を効用が減じない程度に変更する場合、または認定事業に要する経費の区分を経費区分の20パーセントの範囲内で変更する場合をいう。
- 3 委員会は、第1項の申請を承認すべきものと認めたときは、様式第4による承認通知書を認定事業者へ通知するものとする。

(認定事業の中止または廃止)

第9条 認定事業者は、認定事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第5による申請書を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 委員会は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、様式第6による承認通知書を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 認定事業者は、第7条第2項による通知の条件に基づき、様式第7の補助金交付申請書を作成し、委員会が別に定める資料を添付して委員会が定める期日までに委員会へ提出するものとする。

2 委員会は前項の規定による交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付決定を行い、様式第8による補助金交付決定通知書により認定事業者に通知するものとする。

3 委員会は、前項の通知を行うに当たって、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- ① 補助事業の内容の変更（効用を減じない変更を除く。）をする場合には、委員会の承認を受けること。
- ② 補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の相互間の20パーセントの範囲内の変更で補助金額に変更を生じないものを除く。）をする場合には、委員会の承認を受けること。
- ③ 補助事業を中止または廃止する場合には、委員会の承認を受けること。
- ④ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに委員会に報告してその指示を受けること。
- ⑤ その他補助事業に要する経費の使用方法に関すること。
- ⑥ 第7条第2項の通知日を効力発生の日とする。

(補助事業の内容および経費の配分の変更)

第11条 第10条第2項による通知を受けた認定事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容および経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3による申請書を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 軽微な変更とは、補助事業の内容を効用が減じない程度に変更する場合、または補助事業に要する経費の区分を経費区分の20パーセントの範囲内で変更する場合をいう。

3 委員会は、第1項の申請を承認すべきものと認めたときは、様式第4による承認通知書を補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止または廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第5による申請書を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、様式第6による承認通知書を補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第13条 認定事業者または補助事業者は、認定事業または補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、様式第9による補助事業遂行状況報告書を委員会に提出しなければならない。

2 認定事業者または補助事業者は、認定事業または補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または認定事業または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第10による認定事業（補助事業）遂行困難状況報告書を委員会に提出し、その指示を

受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、14日以内に様式第11の補助事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)を委員会へ提出するものとする。

(是正命令等)

第15条 委員会は、前条に基づく実績報告の内容を審査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業内容等に適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

2 前項の規定は、第13条第1項の報告があった場合にも準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に準じる実績報告を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 委員会は、第14条および前条に基づく実績報告の提出があったときは、当該実績報告に係る書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による補助金額確定通知書を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第17条 補助金は、第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13により精算払請求書を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は前項の精算払請求書の提出を受けた日から30日以内に支払う。

(交付決定等の取消し等)

第18条 委員会は、第9条または第12条により認定事業または補助事業の中止または廃止を承認をしたときは、第7条の補助事業の認定、第10条による補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

2 委員会は、認定事業者または補助事業者が事業の認定または補助金の交付の決定の内容、事業認定または交付決定に付した条件、またはこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部または一部を取り消すことができる。

3 委員会は、前項の規定による交付の決定の取消し、または変更を行ったときは、様式第14による事業認定・交付決定取消(変更)通知書によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

4 委員会は、第1項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

5 委員会は、第2項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その

命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理および処分)

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

2 取得財産等の管理期間は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

3 委員会は、前項の期間中において必要があると認めたときは、補助事業者の管理状況を調査することができるものとする。

(立入検査等)

第20条 委員会は、補助金交付事業の適正を期するため、必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、または委員会が指定する者により、補助事業者の事務所等に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

(帳簿の備付け)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(事業経過報告または事業成果報告)

第22条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から、3年間は毎年3月末日を期限に、様式第15による事業成果報告書を委員会に提出しなければならない。

(廃業する場合の措置)

第23条 補助事業者は、補助事業の完了した日から短期間（3年以内）で廃業する場合には、委員会に対しその旨を報告しなければならない。その際、委員会は補助事業者に対し、既に支払った補助金の全部または一部の返還を命じることができるものとする。

(成果の公表)

第24条 補助事業者が本事業で得た成果については、委員会が公表することができるものとする。ただし、特許等については両者協議の上、公表するものとする。

(雑 則)・

第25条 委員会は、補助金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

2 補助事業者は、補助金の交付等に関して委員会から指示があったときは、その指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年7月 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費等について

項目	内容
補助対象エリア	福井市中央1丁目及び中央3丁目 （「優良建築物等整備事業」および「市街地再開発事業」施行区域（準備組合設立済みを含む）は除く）
補助対象事業	・店舗等の出店、開設を伴うリノベーション ・既存店舗等のリノベーション
補助対象期間	事業認定日から事業完了の日まで （事業は遅くとも当該事業年度の2月15日までに完了するものとする）
補助率	3分の2
補助限度額	300万円/件
補助対象経費	補助対象事業に必要な経費のうち次に掲げるもの（補助対象期間中に補助対象業者が支払ったものに限る）。 1 改修工事費（設備工事、外装工事、内装工事、解体工事等） 2 委託料（設計や廃棄物処分等）、役務費（設計や廃棄物処理等）、各種機材の賃借料 3 設備導入費 4 原材料費（使用箇所及び使用箇所が確認できるものに限る）
補助金加算要件及び加算上限額	※制度が開始された後に限る 1 SOBAR 認証店舗（金額は調整中） 2 ニューノーマル導入店舗（アバターによる遠隔接客、デジタルサイネージによる在庫の表示、ライブコマース導入、3Dプリンター等による商品カスタマイズなどを導入する店舗など先進性のあるサービスを導入する店舗）（金額は調整中）

補助対象とならない経費

- ・ICクレジットカード等の基本料、初回登録料、保守経費、運営経費、振込手数料
- ・グループの各企業の間取引にかかる費用
- ・建物改装費であっても物置の設置、防犯カメラの設置等、補助事業者の内部管理にかかるもの
- ・謝金、不動産の購入費、保証金、敷金、保険料、公租公課（消費税および地方消費税額を含む）
- ・消耗品の購入に要する経費（例：食器、ハンガー、文房具、工具等）
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興・娯楽に要する費用
- ・直接売上や利益につながる費用（ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。）
- ・フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等
- ・他の国、県、市町の補助金により、補助対象となっているもの
- ・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費

様式第1

県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）
事業計画書

年 月 日

県都まちなか再生ファンド運営委員会委員長 様

申請者 様

住 所

事業者名

代表者名

印

担当者氏名

連絡先

TEL:

FAX:

E-mail:

県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）交付要綱第7条の規定により、事業の認定を希望しますので、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

1 事業名

2 事業実施期間 年 月 ～ 年 月

3 事業実施計画 別紙2のとおり

4 事業に要する経費

(1) 事業費総額	金	円
(2) うち補助対象経費	金	円
(3) 希望する補助金額	金	円
(4) 補助対象経費の配分および積算	別紙3のとおり	
(5) 補助対象外経費総額	金	円
(6) 補助対象外経費総額の負担方法		

5 補助金の支払いを必要とする時期 年 月

6 添付書類

- (1) 申請者の詳細（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 補助事業に係る支出内訳および資金調達（別紙3）
- (4) 中期経営計画（別紙4）
- (5) 店舗の営業に必要な許認可を受けていることを示す書類（取得見込みの場合は許認可の申請書）
- (6) 県税および市町村税に滞納がない旨の証明書（県外事業者の場合は本店所在地の県税および市町村税に滞納がない旨の証明書）
- (7) 個人の場合は住民票（マイナンバー不要）、団体の場合は規約または会則等、法人の場合は法人の登記事項証明書（原本）
- (8) 会社概要・店舗場所がわかるもの（パンフレット・地図等）
- (9) 写真（店舗の内外観、改装箇所等）（別紙5）
- (10) 申請者と対象不動産所有者との権利関係を明らかにする書類（建物登記簿、賃貸借契約書等）

(別紙1)

申請者の詳細

○組織

企業名		代表者名	(役職) (氏名) (年齢)			
法人番号						
創業年 (西暦)	(創業からの業歴 年 年)	所在地				
企業沿革 (設立年 月日等)		業種				
		主な商品 サービス				
		資本金	千円			
常時雇用する従業員数	人	純資産額 (直近)	千円			
売上等	直近	1期前	2期前			
売上高	千円	千円	千円			
当期 純利益	千円	千円	千円			
売上構成	事業(取扱品目)内容	売上構成	株主構成	名称・氏名	当社との関係	持株比率
		%				%
		%				%
		%				%
		%				%
特記事項	※純資産額がマイナスで役員家族借入等がある場合は借入先と金額を記入(勘定科目内訳明細書など借入状況がわかる書類も添付)ください。					

※常時雇用する従業員：法人の場合は代表者、法人役員、個人事業者の方は代表者と生計を一にしている三親等以内の親族、及びパート・アルバイト等の短時間労働者は除く。

※「売上等」「売上構成」の欄について、創業希望者等直近の売上がない場合には売上がない旨を記載してください。

○本事業に関して、他の補助金を受けている(見込みの場合も含む)場合は記入してください。

交付決定を受けている補助金 (3年以内)	
現在申請中又は申請見込みの 補助金	

(別紙2)

事業計画書

申請者名

申請者住所

代表者氏名

連絡先

1 事業概要

・名称

・内容

・スケジュール

(できるだけ具体的に)

2 リノベーションに係る建物所有者、出店者、工事施工体制等

○建物所有者

○出店者

○工事施工体制等

3 リノベーションに係る不動産の概要 (場所、面積、築年数、特徴等)

4 不動産所有者の概要
5 事業コンセプト ① 概要 ② ターゲット設定とその背景
6 周辺の住民、商業者、関係者との連携の手法
7 将来的な周辺への波及効果

※上記項目に対する内容の記載については、別途資料の提出をもって代えることができる

補助事業に係る支出内訳および資金調達

○支出内訳

経費区分			事業費			補助希望額 (上限 2/3)	備考	
			名称・種類・仕様	単価	数量 (単位)			金額
補助事業 対象者が 負担する 経費	改修工事費	設備導入費						
		外装工事費						
	内装工事費							
	解体工事費							
	工事と一体的な ものとして必要な委 託料および役務費	設計や廃棄 物処分費						
	使用料および賃借 料、原材料	使用料						
		賃借料						
原材料								
			合計					
			補助対象外経費					
			総合計					

○調達方法

(単位:円)

内訳	金額	調達先	備考
自己資金	円		
借入金	円		
その他	円		
合計	円		

(別紙4) 中期経営計画

中期収支計画

単位：千円

	直近期末 (年 月期)	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)
①売上高				
②営業利益				
③営業外損益				
④経常利益 (②+③)				
経常利益(④) 対前年伸び率 (%)				
⑤人件費				
⑥減価償却費				
⑦付加価値額 (②+⑤+⑥)				
付加価値額(⑦) 対前年伸び率				

(記入方法)

- ・人件費には、役員報酬、給与、賞与、福利厚生費、退職金等の総額を記入してください。

中期事業計画

実施時期	内 容
年 月	(中期(概ね3年間)の貴社の事業計画を記載して下さい。具体的には、新規出店する店舗における、新商品・サービスの開発・販売・提供予定、商品・サービスのPR方法など、現在予定している取組みを記載して下さい。)

(別紙5) 写真 (店舗等の内外観、改装箇所等)

申請者名 :

住 所 :

主な商品・サービス :

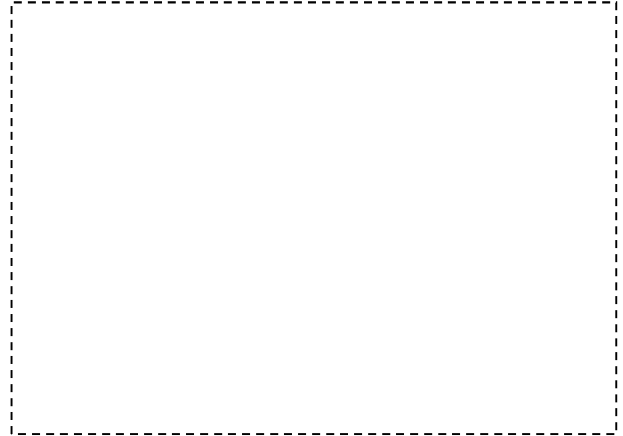
建物所在地 :

※位置図を添付してください。

(店舗の外観)



(店舗の内観)



(改装予定箇所:)



(改装予定箇所:)



※写真の枚数が多い場合等は、適宜、ページを追加ください。

様

県都まちなか再生ファンド運営委員会委員長 印

県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）
補助事業の認定について

令和 年 月 日付で提出のあったみだしの事業に係る事業計画について、審査の結果、補助事業として認定しましたので通知します。

つきましては、県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）交付要綱9条1項の規定に基づき、下記のとおり補助金交付申請書を提出下さい。

記

1. 認定した事業者名
2. 認定した補助金額
3. 提出書類 様式第7 補助金交付申請書
4. 提出期限 令和 年 月 日
5. 提出先 県都まちなか再生ファンド運営委員会
6. 条件

様式第3

県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）に係る
認定・補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

年 月 日

県都まちなか再生ファンド運営委員会委員長 様

補助事業者
住 所
事業者名
代表者名

印

年 月 日付け 県都まちなか 第 号で補助金の（事業認定・交付決定）通知を受けた補助事業の内容を、下記のとおり変更したいので県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）交付要綱（第8条・第11条）の規定により計画変更の承認を申請します。

記

1. 変更の内容

項 目	変 更 後	変 更 前

2. 変更の理由

3. 現在までに実施した補助事業の内容

4. 現在までに実施した補助事業に要した経費の明細

5. 補助事業の実施未了の概要

6. 変更後実施しようとする補助事業の内容

- (1) 事業の目的
- (2) 実施の方法
- (3) 実施の期間
- (4) 事業費総額
- (5) 補助対象外経費の負担方法
- (6) 補助対象経費総額
- (7) 補助対象経費の配分及びその積算
- (8) 補助金の支払いを必要とする時期

注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$(\text{補助対象経費総額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額}) \times \text{補助率} = \text{補助金交付申請額}$$

県都まちなか 第 号
令和 年 月 日

様

県都まちなか再生ファンド運営委員会委員長 印

県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）に係る（（認定・補助））事業の内容（経費の配分）の変更承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった上記の補助事業については、下記のとおり承認することに決定したので通知する。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業内容は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）に係る（（認定・補助））事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助金交付の条件等については、令和 年 月 日付け 第 号の県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）（事業認定・交付決定）通知書のとおりとする。

県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）に係る（認定・補助）事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日

県都まちなか再生ファンド運営委員会委員長 様

補助事業者
住 所
事業者名
代表者名

印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の（事業認定・交付決定）通知を受けた補助事業につきましては、当該事業の実施を中止（廃止）したいので、県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）交付要綱（第9条・第12条）の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 事業名
2. 中止（廃止）の理由および内容
(できるだけ具体的に記入してください。なお、関連する説明資料も添付してください。)
3. 現在までの事業の進捗状況

県都まちなか 第 号
令和 年 月 日

様

県都まちなか再生ファンド運営委員会委員長 印

県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）に係る（認定・補助）事業の中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった上記の（認定・補助）事業については、申請書記載のとおり中止（廃止）することを承認することに決定したので通知する。

補助金交付申請書

年 月 日

県都まちなか再生ファンド運営委員会委員長 様

申請者

住 所

事業者名

代表者名

印

（担当者名

連絡先

TEL:

FAX:

E-mail:

県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）交付要綱第10条の規定により、下記のとおり実施する事業に対する補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付申請額 金 円

3 事業認定日 令和 年 月 日
県都まちなか 第 号

4 事業実施期間 年 月 ～ 年 月

5 事業の実施計画 別紙2のとおり

6 事業に要する経費

(1) 事業費総額 金 円

(2) 補助対象経費 金 円

(3) 補助対象経費の配分および積算 別紙3のとおり

(4) 補助対象外経費総額 金 円

(5) 補助対象外経費総額の負担方法

7 補助金の支払いを必要とする時期 年 月

8 添付書類

・ 認定通知書

様式第8

県都まちなか再生ファンド 第 号

住 所
氏 名
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

令和 年 月 日付けで申請のあつた下記補助金の交付については、県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）交付要綱第10条により次のとおり交付することに決定したので同条の規定により通知する。

令和 年 月 日

県都まちなか再生ファンド運営委員会委員長 印

記

- 1 補助事業の名称等
補助金等の名称 県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）
補助金交付対象事業 令和 年 月 日付け
事業計画書に記載の事業（以下「補助事業」という。）とする。
- 2 補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。
補助事業に要する経費 : 円
（内補助対象基本額 : 円）
補助金の額 : 円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記事業計画書記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、県都まちなか再生ファンド運営委員長の承認を受けなければならない。
（1）補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。
（2）補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。
（3）補助事業を中止し、または廃止するとき。
- 5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときまたは補助事業の遂行が困難となったときは、すみやかに県都まちなか再生ファンド運営委員長に報告して、その指示を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。
- 7 補助金の交付の決定内容、交付決定に付した条件、またはこの要綱に違反したときは、交付の全部または一部を取り消すことある。
- 8 補助事業の完了した日から短期間（3年以内）で廃業する場合には、交付の全部または一部を取り消すことがある。
- 9 上記⑦⑧の交付の全部または一部を取り消した場合、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることがある。

県都まちなか再生ファンド運営委員会委員長 様

補助事業者 住 所
事業者名
代表者名

県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）に係る（認定・補助）事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 県都まちなか 第 号をもって指令があった上記の（認定・補助）事業の遂行状況を県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）交付要綱第13条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称：

事業遂行状況	備考
実施状況 ○月○日 △△△△△を実施 ○月○日 △△△△△を実施	

添付書類：概要がわかる写真等

県都まちなか再生ファンド運営委員会委員長 様

補助事業者 住 所
事業者名
代表者名

県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）に係る（認定・補助）事業遂行困難状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の（認定・補助）事業について、下記のとおり事業の遂行が困難となったので、県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）交付要綱第13条第2項の規定に基づき報告します。

記

- 1 補助事業の名称：
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 補助事業の遂行が困難な理由
- 5 補助事業の遂行および完了の予定

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日

県都まちなか再生ファンド運営委員会委員長 様

補助事業者
住 所
事業者名
代表者名
担当者氏名
連絡先

印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知を受けた補助事業の事業実績について、県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）交付要綱第 1 4 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 事業の実施期間
 - (1) 当初計画 年 月 日 ～ 年 月 日
 - (2) 実績報告 年 月 日 ～ 年 月 日
2. 事業の実施内容及び成果について
 - (1) 実施内容（報告書等が作成された場合は添付のこと）
 - (2) 成 果
 - (3) 事業の成果に対する評価
3. 事業の実施によって取得し、または効用の増加した財産
 - (1) 取得価額の単価が 5 0 万円以上のもの
 - (2) 取得価額の単価が 5 0 万円未満のもの
4. 事業の収支決算
 - (1) 収支総括表
 - (2) 補助対象経費の支出明細表

(イメージ)

内容	数量	単価	金額（税抜）	備考
空調機器工事	1 式	1, 300, 000 円	1, 300, 000 円	個室用
冷蔵庫	2 台	400, 000 円	800, 000 円	厨房分
トイレ改修	1 式	900, 000 円	900, 000 円	洋式化
玄関用照明	1 式	600, 000 円	600, 000 円	フット及びアッパーライト

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$(\text{補助対象経費総額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額}) \times \text{補助率} = \text{補助金交付申請額}$$

住 所
氏 名
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定をした下記補助事業については、県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）交付要綱第16条の規定により次のとおりその額を確定したので通知する。

令和 年 月 日

県都まちなか再生ファンド運営委員会委員長 印

記

補助事業の名称等

補助金等の名称 県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）

補助金交付対象事業 令和 年 月 日付け
事業計画書に記載の事業

1 交付決定額 : 円

2 交付確定額 : 円

精 算 払 請 求 書

年 月 日

県都まちなか再生ファンド運営委員会委員長 様

補助事業者

住 所

事業者名

代表者名

印

〔 発行責任者氏名

連絡先

〔 担当者氏名

連絡先

年 月 日付け 第 号による補助金の額の確定通知書に基づき、県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）交付要綱第17条の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 交付請求金額 金 円

(内 訳)

交付確定額 金 円

今回請求額 金 円

2. 指定する金融機関

(1) 金融機関および支店名

(2) 預金種別

(3) 口座番号

(4) 口座名義

住 所
氏 名

(法人にあつては名称および代表者の氏名)

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を通知した県都まちなか再生ファンド事業補助金について、県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）交付要綱第18条第1項の規定により事業の（認定・補助）金等の交付決定（の一部）を次のとおり取り消したので、同条第3項の規定により通知する。

（なお、すでに交付した補助金については、同条第4項の規定により次のとおりその返還を命ずる。）

令和 年 月 日

県都まちなか再生ファンド運営委員長 印

記

- 1 返 還 金 額 : 円
- 2 返 還 期 限 : 令和 年 月 日
- 3 返 還 の 事 由 :

事業成果報告書

年 月 日

県都まちなか再生ファンド運営委員会委員長 様

補助事業者

住 所

事業者名

代表者名

(担当名

印

)

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった補助事業については、下記のとおり、
 県都まちなか再生ファンド事業（店舗等のリノベーション事業支援補助金）交付要綱第22条の
 規定により事業成果を報告します。あわせて報告内容について、公表されることを承諾します。

①	交付決定時の直前決算期の売上高 (円) (決算期： 年 月)	(A)	
②	直近決算期の売上高 (円) (決算期： 年 月)	(B)	
③	売上高の伸び率 (%)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	

④	②の内、助成事業関連売上高 (円)	(D)	
⑤	割合 (%)	$\frac{(D)}{(B)} \times 100$	

⑥	直近決算期の経常利益 (円)	(E)	
⑦	⑥の内、助成事業関連経常利益 (円)	(F)	
⑧	割合 (%)	$\frac{(F)}{(E)} \times 100$	

(注) ②~⑧は、補助事業終了後3年間は記載を要する。

添付書類 直近決算書の写し

